

掛川市水道事業管理告示第3号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）第10条第1号の規定に基づき、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定する。

平成25年2月8日

掛川市水道事業管理者

掛川市長 松井三郎

263号 大石設備 代表 大石 学 静岡県藤枝市兵太夫520番地の3